

那 霸 市 公 報

第 1 8 0 4 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例 ◇

- 那 霸 市 字 大 嶺 自 治 会 館 条 例 (平 和 交 流 ・ 男 女 参 画 課) …………… 1960
- 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (国 民 健 康 保 険 課) …… 1966
- 那 霸 市 附 属 機 関 の 設 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (平 和 交 流 ・ 男 女 参 画 課) …………… 1968
- 那 霸 市 児 童 福 祉 施 設 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (子 育 て 応 援 課) …………… 1972
- 那 霸 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (こ だ も み ら い 課) …………… 1975
- 那 霸 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (こ だ も 政 策 課) …………… 1983
- 那 霸 市 民 生 委 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (福 祉 政 策 課) …………… 1986

◇ 規 則 ◇

- 那 霸 市 字 大 嶺 自 治 会 館 条 例 施 行 規 則 (平 和 交 流 ・ 男 女 参 画 課) …………… 1988
- 那 霸 市 総 務 部 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会 規 則 (平 和 交 流 ・ 男 女 参 画 課) …… 1993
- 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (国 民 健 康 保 険 課) ……
 …………… 1999
- 那 霸 市 観 光 審 議 会 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (観 光 課) …………… 2001
- 那 霸 市 新 文 化 芸 術 発 信 拠 点 施 設 設 計 者 選 定 委 員 会 規 則 を 廃 止 す る 規 則 (文 化 振 興 課) …………… 2003
- 那 霸 市 民 会 館 保 存 可 能 性 等 検 討 委 員 会 規 則 を 廃 止 す る 規 則 (文 化 振 興 課) ……
 …………… 2005

◇ 告 示 ◇

- 那覇市久場川児童館の指定管理者の指定について (こども政策課) …… 2007
- 那覇市若狭児童館の指定管理者の指定について (こども政策課) …… 2008
- 那覇市安謝福祉複合施設の指定管理者の指定について (ちゃーがんじゅう課)
…………… 2009
- 令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 6 号) (財政課) …… 2010
- 令和 3 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (ちゃーがんじゅう課)
…………… 2015
- 令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (国民健康保険課)
…………… 2016

◇ 公 告 ◇

- 福祉施設等との随意契約の公表について (公園管理課) …… 2018
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (建築指導課) …… 2019
- 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) …… 2020
- 個人情報業務届出書の公表について (法制契約課) …… 2021
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (法制契約課) …… 2024
- 真和志庁舎汚水槽清掃及び排水管洗浄・清掃業務委託制限付一般競争入札の実施
について (管財課) …… 2026

◇ 消防局訓令 ◇

- 那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令 …… 2029

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について …… 2039
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について …… 2040
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について …… 2041

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の閲覧状況について (公表) 2042

条 例

那霸市条例第56号
令和3年12月27日
公 布 済

那霸市字大嶺自治会館条例をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市字大嶺自治会館条例

(設置)

第1条 沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地接收によりコミュニティが分散されて地域の発展や伝統・文化の進展が阻害された背景を持つ旧大嶺集落の住民(その関係者を含む。以下「特定地域住民」という。)について、地域活動への参加意識を高め、交流を促進し、並びに伝統及び歴史的文化をも踏まえたコミュニティの再構築を図り、もって地域の振興に資するため、字大嶺自治会館(以下「会館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 会館の位置は、那覇市宇栄原1丁目4番とする。

(会館の構成)

第3条 会館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 多目的ホール(舞台を含む。)
- (2) 会議室
- (3) 調理室
- (4) 和室

(事業)

第4条 会館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域づくりの活動の促進に関する事業
- (2) 趣味、教養その他の生きがいを高めるための活動の支援に関する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び開館日)

第5条 会館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第16条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 会館は、毎日開館する。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(利用できるもの)

第6条 会館を利用できるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定地域住民
- (2) その他市長又は指定管理者が適当と認めるもの
(入館の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者
(利用許可)

第8条 会館の施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。
(利用料金)

第9条 利用許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。
- 4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還することができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 特定地域住民が利用する場合
- (2) 本市が主催する行事に利用する場合
- (3) 本市が共催する行事に利用する場合
- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の施設の利用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第13条 利用者は、会館の施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、会館の施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、会館の施設の利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(指定管理者の指定)

第16条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、会館の管理を行わせるに最適な特定地域住民で構成される団体を、議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法律

第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 特定地域住民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が会館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った会館の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、会館の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
 - 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
 - 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、会館の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 会館の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第9条関係)

区分		利用料金(円)						
		室料						冷房料 1時間当 たり
		午前 9時～ 12時	午後 13時～ 17時	夜間 18時～ 21時	昼間 9時～ 17時	昼夜間 13時～ 21時	全日 9時～ 21時	
多目的ホール(舞台を含む。)	平日	6,150	12,200	12,540	17,200	24,080	30,720	630
	休日等	8,490	14,360	14,520	21,680	28,720	36,960	
会議室		750	1,280	1,290	1,760	2,320	3,000	140
調理室		510	880	900	1,200	1,600	2,040	140
和室		750	1,280	1,290	1,760	2,320	3,000	140

備考

- 「休日等」とは、土曜日、日曜日、慰霊の日(6月23日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 利用時間を超過して利用する場合は、1時間(1時間未満は、1時間とみなす。)を限度とし、その室料は、次のとおりとする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 12時から13時までの1時間 午前の欄に定める額の3分の1の額
 - 17時から18時までの1時間 午後の欄に定める額の4分の1の額
 - 21時から22時までの1時間 夜間の欄に定める額の3分の1の額
- 冷房の利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

那覇市条例第57号
令和3年12月27日
公 布 済

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

那覇市条例第58号
令和3年12月27日
公 布 済

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(那覇市鏡水ふれあい会館条例の一部改正)
- 2 那覇市鏡水ふれあい会館条例(平成23年那覇市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>選定委員会</u>)</p> <p><u>第19条 市長の諮問に応じ、施設の指定管理者の選定を審議するため、那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 選定委員会は、委員7人以内で組織する。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>第20条</u> [略]</p>	<p>第19条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 本則の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(那覇市ともかぜ振興会館条例の一部改正)

3 那覇市ともかぜ振興会館条例(令和元年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選定委員会)</p> <p><u>第21条 市長の諮問に応じ、会館の指定管理者の選定を審議するため、那覇市ともかぜ振興会館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。</u></p> <p>2 選定委員会は、委員7人以内で組織する。</p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>第22条</u> [略]</p>	<p><u>第21条</u> [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 本則の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 前項の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市建設工事等入札監視委員会	[略]
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
	那覇市文化行政審議会	[略]
	那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会	那覇市新文化芸術発信拠点施設の設計者の選定に関する <u>こと。</u>
	那覇市民会館保存可能性等検討委員会	那覇市民会館の保存可能性等の検討に関する <u>こと。</u>
	那覇市生涯学習推進協議会	[略]
	[略]	
	那覇市観光審議会	観光基本計画の策定、観光功労者の表彰及び観光関連の施策に関する <u>こと。</u>
[略]		
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務

市長	[略]	
	那覇市建設工事等入札監視委員会	[略]
	那覇市総務部指定管理者選定委員会	総務部の所管する公の施設の指定管理者の選定に関すること。
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
	那覇市文化行政審議会	[略]
	那覇市生涯学習推進協議会	[略]
	[略]	
	那覇市観光審議会	観光基本計画の策定及び観光関連の施策に関すること。
	[略]	
[略]		

那霸市条例第59号
令和3年12月27日
公 布 済

那霸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 [略](第41条)</p> <p>付則</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務を含む。)</u>に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>ウ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 [略](第41条・<u>第42条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>ア 児童福祉司(<u>法第12条の3第2項第6号の児童福祉司をいう。)</u>となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>(<u>法第13条第3項第2号の相談援助業務をいう。以下同じ。)</u>(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務を含む。)</u>に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ウ [略]</p> <p>2 [略]</p>

<p>第41条 [略]</p>	<p>(電磁的記録) <u>第41条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p>第42条 [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条第1項の改正規定及び次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、改正後の第27条第1項に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

那霸市条例第60号
令和3年12月27日
公 布 済

那霸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第3章 [略] 第4章 [略](第53条) 付則 (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 [略] <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設が電磁的方法により重要事項を提供したときは、当該文書を交付したものとみなす。</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る</u></p>	<p>目次 第1章～第3章 [略] 第4章 [略](第53条・<u>第54条</u>) 付則 (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 [略]</p>

電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項の方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 特定教育・保育施設は、前項の承諾を得た場合であっても、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 [略]

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～3 [略]

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際し

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 [略]

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～3 [略]

4 [略]

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他

て、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) [略]

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) [略]

6～9 [略]

の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) [略]

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) [略]

6～9 [略]

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところ

により、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、及び受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、及び教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(第4項の承諾又は第5項の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記

録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 特定教育・保育施設等は、前項の承諾を得た場合であっても、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中

<p>第53条 [略]</p>	<p><u>「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第54条 [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那霸市条例第61号
令和3年12月27日
公 布 済

那霸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 [略](第51条)</p> <p>付則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第8条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第2項及び第5項、第18条並びに第19条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項の法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条のその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供するこ</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 [略](第51条・<u>第52条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第8条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第2項及び第5項、第18条並びに第19条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項の法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条のその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育</p>

<p>と。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>第51条 [略]</p>	<p>を提供すること。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(電磁的記録)</p> <p><u>第51条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p>第52条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第62号
令和3年12月27日
公 布 済

那覇市民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市民生委員定数条例の一部を改正する条例

那覇市民生委員定数条例(平成27年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の民生委員の定数は、 <u>459人</u> とする。	民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の民生委員の定数は、 <u>502人</u> とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

規 則

那霸市規則第44号
令和3年12月27日
公 布 済

那霸市字大嶺自治会館条例施行規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市字大嶺自治会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市字大嶺自治会館条例(令和3年那覇市条例第56号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第2条 条例第8条第1項前段の利用許可(以下「利用許可」という。)の申請は、那覇市字大嶺自治会館利用許可申請書を利用の日の3日前までに提出してしなければならない。ただし、指定管理者(条例第5条第1項の指定管理者をいう。以下同じ。)が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、利用許可をしたときは、那覇市字大嶺自治会館利用許可書を交付するものとする。

(利用許可の変更等)

第3条 条例第8条第1項後段に規定する変更の許可の申請は、利用の日の前日までに、那覇市字大嶺自治会館利用変更申請書に前条第2項に規定する許可書を添えて、行うものとする。

2 指定管理者は、前項の変更の許可をしたときは、那覇市字大嶺自治会館利用変更許可書を交付するものとする。

(利用料金の返還)

第4条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、返還する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 天災その他不可抗力又は字大嶺自治会館(以下「会館」という。)の管理上の理由により利用ができなくなった場合 利用ができなくなった期間に係る額

(2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

2 利用料金の返還を受けようとするものは、那覇市字大嶺自治会館利用料金返還申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第5条 条例第10条の規定により利用料金を減免する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、減免する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 特定地域住民が利用する場合 全額
- (2) 本市が主催する行事に利用する場合 全額
- (3) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額

(遵守事項)

第6条 利用許可を受けたものその他の入館者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第7条 市長は、条例第16条第1項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第16条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第8条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第16条第3項の規則で定める申請書は、那覇市宇大嶺自治会館指定管理者指定申請書とする。

3 条例第16条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、会則又はこれらに相当する書類
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の会館の管理に係る事業計画書及び収支計画書
- (8) その他市長が必要と認める書類
(指定等)

第9条 市長は、条例第16条第1項の規定による、指定をするときは那覇市字大嶺自治会館指定管理者指定書を、指定をしないときは那覇市字大嶺自治会館指定管理者不指定通知書を交付する。

(協定)

第10条 指定管理者は、本市と会館の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) 事故及び損害賠償に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項
(様式)

第11条 次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	関係規定
-------	------

那覇市字大嶺自治会館利用許可申請書	第2条第1項
那覇市字大嶺自治会館利用許可書	第2条第2項
那覇市字大嶺自治会館利用変更申請書	第3条第1項
那覇市字大嶺自治会館利用変更許可書	第3条第2項
那覇市字大嶺自治会館利用料金返還申請書	第4条第2項
那覇市字大嶺自治会館指定管理者指定申請書	第8条第2項
那覇市字大嶺自治会館指定管理者指定書	第9条
那覇市字大嶺自治会館指定管理者不指定通知書	第9条

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

那霸市規則第45号
令和3年12月27日
公 布 済

那霸市総務部指定管理者選定委員会規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市総務部指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市総務部指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、総務部の所管する公の施設の指定管理者の選定について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説

明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部平和交流・男女参画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(那覇市鏡水ふれあい会館条例施行規則の一部改正)

2 那覇市鏡水ふれあい会館条例施行規則(平成23年那覇市規則第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(選定委員会の組織)</u></p> <p><u>第11条 条例第19条第1項で定める選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者</u></p> <p><u>(2) その他市長が必要と認める者</u></p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p><u>第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>(委員長及び副委員長)</u></p> <p><u>第13条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。</u></p>	

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第14条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選定委員会の庶務)

第15条 選定委員会の庶務は、総務部平和交流・男女参画課において処理する。

(委任)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

第17条 [略]

第11条 [略]

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市ともかぜ振興会館条例施行規則の一部改正)

3 那覇市ともかぜ振興会館条例施行規則(令和元年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(選定委員会の組織)</u></p> <p><u>第15条 選定委員会(条例第21条第1項の選定委員会をいう。以下同じ。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者</u></p> <p><u>(2) その他市長が必要と認める者</u></p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p><u>第16条 委員の任期は、2年以内とする。</u> <u>ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>(委員長及び副委員長)</u></p> <p><u>第17条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。</u></p> <p><u>2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。</u></p> <p><u>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(選定委員会の会議)</u></p>	

<p><u>第18条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。</u></p> <p><u>2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u></p> <p><u>(選定委員会の庶務)</u></p> <p><u>第19条 選定委員会の庶務は、総務部平和交流・男女参画課において処理する。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第20条 第15条から前条までに定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。</u></p> <p><u>第21条～第22条 [略]</u></p>	<p><u>第15条～第16条 [略]</u></p>
<p>備考</p> <p>1 前項の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 前項の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとす る。</p>	

那覇市規則第46号

令和3年12月27日

公 布 済

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金の支給申請及び加算額) 第18条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、被保険者の出産に関して健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定による産科医療の補償に関する制度(以下「産科医療補償制度」という。)を利用したことを証する書面を提示して申請したとき、又は出産をした病院、診療所、助産所その他の者を通じて当該産科医療補償制度の利用の確認ができたときは、<u>1万6千円</u>を加算する。</p>	<p>(出産育児一時金の支給申請及び加算額) 第18条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、被保険者の出産に関して健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定による産科医療の補償に関する制度(以下「産科医療補償制度」という。)を利用したことを証する書面を提示して申請したとき、又は出産をした病院、診療所、助産所その他の者を通じて当該産科医療補償制度の利用の確認ができたときは、<u>1万2千円</u>を加算する。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

那霸市規則第47号
令和3年12月27日
公 布 済

那霸市観光審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市観光審議会規則の一部を改正する規則

那覇市観光審議会規則(平成26年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(担当事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 本市の観光功労者の表彰に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(除斥)</p> <p>第7条 <u>委員は、自己又はその配偶者、父母、子、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹に係る第2条第2号に関する事件については、その議事に参与することができない。</u></p>	<p>(担当事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 <u>特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会に属すべき委員は、会長が指名する。</u></p> <p>3 <u>部会に部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。</u></p> <p>4 <u>部会長は、部会の会務を掌理する。</u></p> <p>5 <u>前条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第48号
令和3年12月27日
公 布 済

那霸市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会規則を廃止する規則をここに
公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会規則を廃止する規則

那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会規則(平成27年那覇市規則第37号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第49号
令和3年12月27日
公 布 済

那霸市民会館保存可能性等検討委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市民会館保存可能性等検討委員会規則を廃止する規則

那覇市民会館保存可能性等検討委員会規則(平成29年那覇市規則第32号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 516 号
令和 3 年 12 月 28 日
掲 示 済

那覇市久場川児童館の指定管理者の指定について

那覇市久場川児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき令和3年11月定例議会において議決されましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例（平成17年9月30日条例第40号）第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市久場川児童館
所在地 那覇市首里久場川町2丁目18番

- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人 若杉福社会
所在地 那覇市首里大名町1丁目64番地5
代表者 理事長 屋宜 勝子

- 3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日

那覇市告示第 517 号
令和 3 年 12 月 28 日
掲 示 済

那覇市若狭児童館の指定管理者の指定について

那覇市若狭児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき令和3年11月定例議会において議決されましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例（平成17年9月30日条例第40号）第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市若狭児童館
所在地 那覇市若狭3丁目18番1号

2 指定管理者となる団体

名 称 特定非営利活動法人 地域サポートわかさ
所在地 那覇市若狭1丁目9番6号 若狭一丁目自治会事務所内
代表者 理事長 上原 廣保

3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日

那覇市告示第 523 号
令和 3 年 12 月 28 日
掲 示 済

那覇市安謝福祉複合施設の指定管理者の指定について

那覇市安謝福祉複合施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定の規定により、令和3年11月那覇市議会定例会において同意を得られましたので、那覇市安謝福祉複合施設条例（平成17年9月30日条例第47号）第15条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称	所 在 地
那覇市安謝児童館 那覇市安謝老人憩の家	那覇市安謝2丁目15番1号

2 指定管理者となる団体

名 称 日本赤十字社 沖縄県支部
所在地 那覇市与儀1丁目3番1号
代表者 支部長 玉城 デニー

3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日

那覇市告示第 538 号

令和 4 年 1 月 17 日

令和 3 年 (2021 年) 11 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 6 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 6 号)

令和 3 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 6 号) は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,683,006 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 174,987,138 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		107,567	20,997	128,564
	1 地方特例交付金	107,566	20,997	128,563
14 使用料及び手数料		3,388,338	△ 7,756	3,380,582
	1 使用料	2,668,263	△ 7,756	2,660,507
15 国庫支出金		52,801,825	1,587,126	54,388,951

	1 国庫負担金	38,691,043	816,956	39,507,999
	2 国庫補助金	14,014,658	772,368	14,787,026
	3 委託金	96,124	△ 2,198	93,926
16 県支出金		17,454,962	230,274	17,685,236
	1 県負担金	8,776,649	6,276	8,782,925
	2 県補助金	8,054,588	226,181	8,280,769
	3 委託金	623,725	△ 2,183	621,542
17 財産収入		646,386	6	646,392
	1 財産運用収入	453,031	6	453,037
19 繰入金		5,139,937	△ 360	5,139,577
	2 基金繰入金	4,868,108	△ 360	4,867,748
20 繰越金		6,598,054	1,031,498	7,629,552
	1 繰越金	6,598,054	1,031,498	7,629,552
21 諸収入		1,373,519	59,321	1,432,840
	4 受託事業収入	102,085	37,400	139,485
	5 雑入	1,046,331	21,921	1,068,252
22 市債		17,635,674	△ 238,100	17,397,574
	1 市債	17,635,674	△ 238,100	17,397,574
歳 入 合 計		172,304,132	2,683,006	174,987,138

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		19,508,165	77,510	19,585,675
	1 総務管理費	17,007,967	77,510	17,085,477
3 民生費		85,878,603	817,305	86,695,908
	1 社会福祉費	29,053,434	133,324	29,186,758
	2 児童福祉費	31,820,052	674,981	32,495,033
	3 生活保護費	25,005,116	9,000	25,014,116

4 衛生費		13,404,638	859,636	14,264,274
	1 保健衛生費	10,080,145	843,611	10,923,756
	2 清掃費	3,324,493	16,025	3,340,518
6 農林水産業費		200,117	11,200	211,317
	3 水産業費	69,907	11,200	81,107
7 商工費		5,013,316	427,523	5,440,839
	1 商工費	5,013,316	427,523	5,440,839
8 土木費		14,010,428	14,876	14,025,304
	2 道路橋りょう費	1,270,477	19,526	1,290,003
	4 都市計画費	6,286,130	△ 4,650	6,281,480
9 消防費		3,133,753	△ 38,375	3,095,378
	1 消防費	3,133,753	△ 38,375	3,095,378
10 教育費		16,653,053	513,331	17,166,384
	1 教育総務費	2,012,172	597	2,012,769
	2 小学校費	9,225,630	△ 119,419	9,106,211
	3 中学校費	1,853,484	△ 151,500	1,701,984
	4 社会教育費	1,674,002	759,210	2,433,212
	5 保健体育費	1,887,765	24,443	1,912,208
歳 出 合 計		172,304,132	2,683,006	174,987,138

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
7 商工費			2,534,537
	1 商工費		2,534,537
		第一牧志公設市場再整備事業	6,900
		沖縄の食の魅力発信拠点整備事業	2,527,637

8 土木費			374,663
	4 都市計画費		374,663
		街路整備事業(公共投資交付金)	374,663
10 教育費			37,400
	4 社会教育費		37,400
		(仮称) 西 1 丁目ホテル建築工事に伴う 埋蔵文化財発掘調査	37,400
合 計			2,946,600

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
第一牧志公設市場再整備事業（賃貸 借料・賃貸借期間延長分）（なはまち振興課）	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	24,870
那覇市役所前自動二輪車駐車場管理 運營業務委託（道路管理課）	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	2,643
道路路面清掃業務委託（道路管理課）	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	20,660
道路側溝清掃業務委託（道路管理課）	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	9,031
道路維持管理業務委託（道路管理課）	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	77,033
街路樹維持管理業務委託（道路管理課）	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	41,158
学校ICT支援員配置事業（教育研究所）	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	54,450

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法
3 公立文化施設整備事業	2,407,600	証券借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	2,100,800	補正前に同じ	
4 社会福祉施設整備事業	109,000				83,500		
7 公設市場再整備事業	544,700				630,900		
14 教育施設整備事業	3,010,100				3,018,100		

那覇市告示第 539 号

令和 4 年 1 月 17 日

令和 3 年 (2021 年) 11 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 3 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,087 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,543,284 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		単位:千円		
款	項	補正前の額	補正額	金額
7 繰入金		4,849,932	418	4,850,350
	1 他会計繰入金	4,849,931	418	4,850,349
9 諸収入		2,116	669	2,785
	2 雑入	1,004	669	1,673
歳入合計		30,542,197	1,087	30,543,284

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 総務費		1,027,184	418	1,027,602
	1 総務管理費	701,705	△497	701,208
	2 徴収費	37,492	915	38,407
6 諸支出金		608,312	669	608,981
	1 償還金及び還付加算金	393,766	669	394,435
歳出合計		30,542,197	1,087	30,543,284

那覇市告示第 540 号

令和 4 年 1 月 17 日

令和 3 年 (2021 年) 11 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 3 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,661 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,353,520 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 4,504,428	千円 34,938	千円 4,539,366
	1 他会計繰入金	4,504,427	34,938	4,539,366
8 諸収入		978,953	△32,277	946,676
	1 繰越金	960,752	△32,277	928,475
歳 入 合 計		38,350,859	2,661	38,353,520

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 707,330	千円 2,661	千円 709,991
	1 総務管理費	532,874	2,661	535,535
3 国民健康保 険事業費納 付金		10,216,138	0	10,216,138
	1 医療給付費分	7,753,936	0	7,753,936
歳 出 合 計		38,350,859	2,661	38,353,520

公 告

那覇市公告第 469 号
令和 3 年 12 月 20 日
掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約締結日 令和 3 年 12 月 15 日
- 2 件名、契約相手方の住所、氏名
 - ① 花壇花卉植栽維持管理業務 (その 1)
那覇市字古島 12 番地 1 ピュアパレス黒潮 101 号
社会福祉法人 伊集の木会 就労支援 いじゅの木
理事長 黒潮 武嗣
 - ② 花壇花卉植栽維持管理業務 (その 2)
南風原町字宮平 537 番地
社会福祉法人 育成福社会 理事長 安里 盛一
 - ③ 花壇花卉植栽維持管理業務 (その 3)
与那原町字与那原 2943 番地
社会福祉法人 基督教児童福社会 愛隣園
理事長 山代 寛
 - ④ 花壇花卉植栽維持管理業務 (その 4)
うるま市字宇堅 919 番地
社会福祉法人 宇堅福社会 理事長 比嘉 一信
- 3 契約金額
 - ① 花壇花卉植栽維持管理業務 (その 1) ￥1,887,237-
 - ② 花壇花卉植栽維持管理業務 (その 2) ￥2,748,900-
 - ③ 花壇花卉植栽維持管理業務 (その 3) ￥2,288,000-
 - ④ 花壇花卉植栽維持管理業務 (その 4) ￥1,694,000-

4 契約理由

契約を締結する前に設定した選定基準に該当する福祉施設等から提出された見積書の結果による。

5 契約担当課

都市みらい部 公園管理課 電話 951-3239

那覇市公告第 479 号

令和 3 年 12 月 27 日

掲 示 済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号

令和 3 年 12 月 10 日 第 H31-09-01 号

那覇市指令ま建指第 1-H31-09-01 号

2 開発区域に含まれる地域の名称

那覇市首里山川町二丁目 68 番 3 他 2 筆

那覇市首里桃原町一丁目 42 番 2

3 公共施設

道路、消防水利（防火水槽）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

沖縄県うるま市石川曙二丁目 1 番 15 号 101 号室

有限会社 大成住託 代表取締役 山城 長吉

5 検査済証番号

令和 3 年 12 月 27 日 那ま建指第 241 号

令和 3 年 12 月 27 日 那ま建指第 242 号

6 工事完了年月日

令和 3 年 10 月 1 日

那覇市公告第 482 号
令和 3 年 12 月 28 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和 3 年 12 月 24 日 第 R 2 - 03 - 02 号
那覇市指令ま建指第 1 - R 2 - 03 - 02 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市古島二丁目 31 番 1
1 工区
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市古島 2 丁目 31 番地 1
地方独立行政法人 那覇市立病院 理事長 外間 浩
- 5 検査済証番号
令和 3 年 12 月 28 日 那ま建指第 251 号
- 6 工事完了年月日
令和 3 年 11 月 25 日

那覇市公告第 485 号
令和 4 年 1 月 4 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和3年12月17日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-6951		
個人情報管理責任者	こどもみらい部 子育て応援課長		
業務の名称	新型コロナウイルス感染症対応那覇市低所得の子育て世帯支援臨時給付金給付業務		
業務の目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため。		
個人情報の対象者	那覇市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分・その他世帯分)の受給資格者及び扶養義務者、児童扶養手当受給者、児童手当受給者、母子及び父子家庭等医療費助成制度支給決定者及び扶養義務者		
業務の開始年月日	令和3年12月22日		
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(扶養・控除)
		心身	その他
	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他() 上記事項を取扱う理由
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意) 法令等・公知性・緊急性・審議会		
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期() <input checked="" type="checkbox"/> 随時(令和4年3月末まで申請受付)		
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)		
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()		
備考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 3 年 12 月 24 日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 こども政策課			電話 861-2110
個人情報管理責任者	こども政策課長			
業務の名称	県外保育士移住費等支援事業補助金の交付業務			
業務の目的	沖縄県外から保育人材を呼び寄せ、市内保育所等において必要な保育士を確保し、保育士不足による待機児童の解消を図る。			
個人情報の対象者	県外保育士移住費等支援事業補助金の交付申請者			
業務の開始年月日	令和 4 年 1 月 1 日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号、メールアドレス、口座番号)	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 () 上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(交付申請時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 486 号
令和 4 年 1 月 4 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年12月17日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 市民税課	目的外利用部課 又は提供先	こどもみらい部 子育て応援課
業務の名称	新型コロナウイルス感染症対応那覇市低所得の子育て世帯支援 臨時給付金給付業務		
利用の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随時(令和3年12月22日以降 令和4年3月31日まで)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	本業務の給付対象となる那覇市低所得の子育て世帯に対する子 育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分・その 他世帯分)の受給資格者情報		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	地方自治法第2条第2項に基づく「地域における事務」の一環で、 本業務の給付対象となる那覇市低所得の子育て世帯に対する子 育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分・その他 世帯分)の受給資格者情報を活用することで本業務を効率的に実 施できるため。		
届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話 861-8951		

那覇市公告第 507 号

令和 4 年 1 月 17 日

真和志庁舎汚水槽清掃及び排水管洗浄・清掃業務委託制限付一般競争
入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 真和志庁舎汚水槽清掃及び排水管洗浄・清掃業務
- (2) 履行場所 那覇市役所真和志庁舎（所在地：那覇市寄宮 2-32-1）
- (3) 履行期間 契約の日から令和4年3月31日
- (4) 業務内容 那覇市ホームページに記載している「仕様書」のとおり
- (5) 様 式 等 那覇市ホームページからダウンロード

2 入札に参加する者に必要な資格・要件

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第6号の登録があること。
- (2) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (5) 沖縄県内に本店があること。
- (6) 本市内に、本店、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）に定めるところによる。
- (7) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開

始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。

- (9) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和4年1月17日（月）～令和4年1月24日（月）

質問方法 質問書（第1号様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 令和4年1月27日（木）まで

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日時 令和4年2月7日（月）

午前10時20分受付開始 午前10時30分入札開始

場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

(1) 入札書（第2号様式）

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（第3号様式）

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除することができる。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 契約保証金 那覇市契約規則第30条第1項第9号により免除する。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札

(4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札

(5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札

(6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

(7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札

(8) 入札書に記名押印を欠いた入札

(9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札

-
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
 - (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
 - (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札に不参加の者がした入札
 - (13) 郵送による入札
 - (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 その他

- (1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1 業者 1 名とする。
 - イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ウ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5 度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (3) 提出された書類は返却しない。

11 お問合せ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

E-mail : S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

消防局訓令

那霸市消防局訓令第 12 号
令和 3 年 12 月 21 日
公 表 済

那霸市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 消 防 局
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令

那覇市消防吏員被服貸与規程(平成11年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記]	[別表 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を改正後表に改める。 2 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を改正後様式に改める。	

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

類	番号	品 目	期間
A 消 防 吏 員	1	制帽	6年
	2	略帽	2年
	3	冬服上衣	8年
	4	冬服下衣	2年
	5	夏服上衣・下衣	2年
	6	活動服上衣・ズボン	2年
	7	ポロシャツ	2年
	8	防寒衣	5年
	9	雨衣	3年
	10	防火帽	8年
	11	しころ	8年
	12	防火フード	8年
	13	防火衣	8年
	14	防火靴	8年
	15	保安帽	5年
	16	ネクタイ	3年
	17	階級章	3年
	18	ベルト	2年
	19	活動服用ベルト	2年
	20	短靴	1年
	21	編み上げ靴	1年
	22	白手袋	4年
	23	作業用手袋	1年
	24	ケブラー製手袋	2年
B 救 助 隊 員	1	救助服上衣・ズボン	1年
	2	救助服用ベルト	2年
C 救 急 隊 員	1	夏救急服上衣	1年
	2	冬救急服上衣	1年
	3	救急服ズボン	1年
	4	救急服用ベルト	2年

備 考 A類10番～15番については、毀損時に随時貸与する。

[改正後 別記]

類	番号	品 目	期間
A 消 防 吏 員	1	制帽	6年
	2	略帽	2年
	3	夏服上衣・下衣	2年
	4	冬服上衣	8年
	5	冬服下衣	2年
	6	ネクタイ	3年
	7	白手袋	4年
	8	ベルト	2年
	9	ポロシャツ	2年
	10	活動服上衣・ズボン	2年
	11	活動服用ベルト	2年
	12	防寒衣	5年
	13	雨衣	3年
	14	作業用手袋	1年
	15	ケブラー製手袋	2年
	16	短靴	1年
	17	編み上げ靴	1年
	18	階級章	3年
	19	防火帽	8年
	20	しころ	8年
	21	防火フード	8年
	22	防火衣	8年
	23	防火靴	8年
	24	保安帽	5年
B 救 助 隊 員	1	救助服上衣・ズボン	1年
	2	救助服用ベルト	2年
C 救 急 隊 員	1	夏救急服上衣	1年
	2	冬救急服上衣	1年
	3	救急服ズボン	1年
	4	救急服用ベルト	2年

備 考 A類19番～24番については、毀損時に随時貸与する。

[改正前 別記]
第1号様式(第4条関係)

貸 与 品 調 査 書

所 属
階 級
氏 名

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
制 帽			夏救急服上衣		
アポロ帽(メッシュ無)			冬救急服上衣		
冬服上衣			救急服ズボン		
冬服下衣			救急服用ベルト		
夏服上衣			救急服用白襟		
夏服下衣			救急服用肩章		
白手袋			防寒衣		
ネクタイ			雨 衣		
ベルト			作業用手袋(白革)		
ポロシャツ			ケブラー手袋(警防)		
活動服上衣			ケブラー手袋(救助)		
活動服ズボン			短靴(従来)		
活動服用ベルト			短靴(安全靴)		
救助服上衣			編み上げ靴(革)		
救助服ズボン			編み上げ靴(一部布)		
救助服用ベルト					
防火フード					

[改正後 別記]
第1号様式(第4条関係)

貸 与 品 調 査 書

所 属
階 級
氏 名

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
制 帽			夏救急服上衣		
略 帽(アホ°ロキツプ°)			冬救急服上衣		
保安帽			救急服ズボン		
防火フード			救急服用ベルト		
夏服上衣			救急服用白襟		
夏服下衣			救急服用肩章		
冬服上衣			防寒衣		
冬服下衣			雨衣上衣		
ネクタイ			雨衣ズボン		
白手袋			作業用手袋(白革)		
ベルト			ケブラー手袋(警防)		
活動服上衣			ケブラー手袋(救助)		
活動服ズボン			短靴(制服用)		
活動服用ベルト			短靴(安全靴)		
ポロシャツ			編み上げ靴(革)		
救助服上衣			編み上げ靴(一部布)		
救助服ズボン					
救助服用ベルト					

[改正前 別記]
第2号様式(第4条関係)

貸 与 品 調 査 集 計 書

年度分

所 属
集計者氏名

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
制 帽			夏救急服上衣		
アポロ帽(メッシュ無)			冬救急服上衣		
冬服上衣			救急服ズボン		
冬服下衣			救急服用ベルト		
夏服上衣			救急服用白襟		
夏服下衣			救急服用肩章		
白手袋			防寒衣		
ネクタイ			雨 衣		
ベルト			作業用手袋(白革)		
ポロシャツ			ケブラー手袋(警防)		
活動服上衣			ケブラー手袋(救助)		
活動服ズボン			短靴(従来)		
活動服用ベルト			短靴(安全靴)		
救助服上衣			編み上げ靴(革)		
救助服ズボン			編み上げ靴(一部布)		
救助服用ベルト					
防火フード					

備考 サイズが必要な貸与品については、サイズ別の内訳表を添付すること。

[改正後 別記]
第2号様式(第4条関係)

貸 与 品 調 査 集 計 書

年度分

所 属
集計者氏名

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
制 帽			夏救急服上衣		
略 帽(アホ° ロキップ°)			冬救急服上衣		
保安帽			救急服ズボン		
防火フード			救急服用ベルト		
夏服上衣			救急服用白襟		
夏服下衣			救急服用肩章		
冬服上衣			防寒衣		
冬服下衣			雨衣上衣		
ネクタイ			雨衣ズボン		
白手袋			作業用手袋(白革)		
ベルト			ケブラー手袋(警防)		
活動服上衣			ケブラー手袋(救助)		
活動服ズボン			短靴(制服用)		
活動服用ベルト			短靴(安全靴)		
ポロシャツ			編み上げ靴(革)		
救助服上衣			編み上げ靴(一部布)		
救助服ズボン					
救助服用ベルト					

備考 サイズが必要な貸与品については、サイズ別の内訳表を添付すること。

[改正前 別記]
第3号様式(第5条関係)

被 服 請 求 書

所 属
階 級
氏 名

品 目	点 数	サイズ	数 量	品 目	点 数	サイズ	数 量
制 帽				夏救急服上衣			
アポロ帽(メッシュ無)		S・M・L・LL		冬救急服上衣			
冬服上衣				救急服ズボン			
冬服下衣				救急服用ベルト		100・120	
夏服上衣				救急服用白襟			
夏服下衣				救急服用肩章			
白手袋		S・M・L・LL		防寒衣			
ネクタイ				雨 衣		S・M・L・LL・3L	
ベルト		並・長尺		ネームプレート			
ポロシャツ				作業用手袋(白革)		S・M・L・LL	
活動服上衣				ｸﾞﾗﾞｰ手袋(警防)		S・M・L・LL	
活動服ズボン				ｸﾞﾗﾞｰ手袋(救助)		S・M・L・LL	
活動服用ベルト		90・100・110・120		短靴(従来)		cm	
救助服上衣				短靴(安全靴)		cm	
救助服ズボン				編み上げ靴(革)		cm	
救助服用ベルト		90・100・110・120		編み上げ靴(一部布)		cm	
バックプリント張替				合計ポイント			
防火フード							

[改正後 別記]
第3号様式(第5条関係)

被 服 請 求 書

所 属
階 級
氏 名

品 目	点 数	サイズ	数 量	品 目	点 数	サイズ	数 量
制 帽				夏救急服上衣			
略帽(アホロキヤップ)		S・M・L・LL		冬救急服上衣			
保安帽				救急服ズボン			
防火フード				救急服用ベルト			
夏服上衣				救急服用白襟			
夏服下衣				救急服用肩章			
冬服上衣				防寒衣		S・M・L・LL・3L	
冬服下衣				ネームプレート		警防・救助・救急・防寒	
ネクタイ				雨衣上衣		S・M・L・LL・3L	
白手袋				雨衣ズボン		S・M・L・LL・3L	
ベルト				作業用手袋(白革)		S・M・L・LL	
活動服上衣				ケブラー手袋(警防)		S・M・L・LL	
活動服ズボン				ケブラー手袋(救助)		S・M・L・LL	
活動服用ベルト		90・100・110・120		短靴(制服用)		cm	
ポロシャツ		S・M・L・LL・3L		短靴(安全靴)		cm	
救助服上衣				編み上げ靴(革)		cm	
救助服ズボン				編み上げ靴(一部布)		cm	
救助服用ベルト		90・100・110・120		合計ポイント			
バックプリント張替							

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 31 号
令和 3 年 12 月 20 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 545 号
指定工事店名	アールテクノ工業合同会社
営業所所在地	沖縄県沖縄市知花五丁目 29 番 7 号
代表者氏名	喜納 瑠久
有効期間	自 令和 3 年 12 月 10 日 至 令和 8 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 32 号
令 和 3 年 1 2 月 2 0 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 475 号
指定工事店名	株式会社真開工業
営業所所在地	沖縄県南城市佐敷字小谷660番地 1
代表者氏名	與那城 真栄
有効期間	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 3 年 12 月 9 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 33 号
令 和 3 年 1 2 月 2 4 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 455 号
指定工事店名	功設
営業所所在地	沖縄県うるま市与那城48-3
代表者氏名	大庭 保
有効期間	自 平成29年4月1日 至 令和4年3月31日
異動年月日	令和3年12月14日
異動事由	営業所所在地の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 41 号
令 和 4 年 1 月 4 日
掲 示 済

選挙人名簿の閲覧状況について (公表)

令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年2月25日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年3月8日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年3月8日	那覇市全域の有権者	
我如古 一郎	宣伝物の郵送	令和3年3月9日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年3月10日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年3月15日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年3月15日	那覇市全域の有権者	
我如古 一郎	宣伝物の郵送	令和3年3月16日	那覇市全域の有権者	
我如古 一郎	宣伝物の郵送	令和3年3月17日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年3月18日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年3月22日	那覇市全域の有権者	

閲覧申請者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理者の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年3月22日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年3月24日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年3月25日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年3月29日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年4月5日	那覇市全域の有権者	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月6日	那覇市全域	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月7日	那覇市全域	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月8日	那覇市全域	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年4月8日	那覇市全域の有権者	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月9日	那覇市全域	
翁長 俊英	政治活動リスト作成用として	令和3年4月9日	那覇市全域	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年4月12日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年4月12日	那覇市全域の有権者	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月12日	那覇市全域	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月13日	那覇市全域	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月14日	那覇市全域	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月15日	那覇市全域	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年4月15日	那覇市全域の有権者	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月16日	那覇市全域	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月19日	那覇市全域	
翁長 俊英	政治活動リスト作成用として	令和3年4月19日	那覇市全域	

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年4月19日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和3年4月20日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年4月22日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年4月22日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和3年4月23日	那覇市全域の有権者	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月27日	那覇市全域	
坂井 浩二	ハガキ宛名作成の確認	令和3年4月28日	那覇市全域	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和3年5月6日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和3年5月6日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和3年5月7日	那覇市全域の有権者	
翁長 俊英	政治活動リスト作成用として	令和3年5月10日	那覇市全域	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和3年5月11日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和3年5月13日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和3年5月20日	那覇市全域の有権者	
読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 湯本 浩司	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出するため。	令和3年5月24日	第37投票区全域から、無作為に45人	東京都千代田区大手町1-7-1
よしみね努後援会	法定ハガキ送付の為の宛名リスト	令和3年6月1日	那覇市全域	那覇市寄宮2-5-48 1F
よしみね努後援会	法定ハガキ送付の為の宛名リスト	令和3年6月9日	那覇市全域	那覇市寄宮2-5-48 1F

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理者の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役社長 藤澤 士朗	全国の有権者を対象に実施する時事問題調査「日本の世論2021」の対象者を抽出するため。抽出は(株)社会調査研究センターから再委託を受けた(株)サーベイリサーチセンターが行う。	令和3年7月27日	第13投票区の選挙人名簿から11人を等間隔で無作為抽出(該当投票区で不足の場合、隣接投票区から抽出)	東京都荒川区西日暮里2-40-10
株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 福本 敏彦	日本経済新聞社東京本社編集局より委託をうけ、株式会社日経リサーチが実施する『経済や政治、社会問題等に関する有識者の意識(日本経済新聞社 郵送世論調査)』の調査対象を抽出するた	令和3年8月3日	寄宮2丁目の中から無作為に平成15年9月10以前に生まれた16名を抽出	東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年8月6日	那覇市全域の有権者	
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年8月10日	那覇市全域の有権者	
株式会社 海邦総研 代表取締役社長 新崎 勝彦	沖縄県内の有権者を対象に実施する世論調査の対象者を抽出するた	令和3年8月24日	無作為に700人	那覇市久茂地2-9-12
株式会社 海邦総研 代表取締役社長 新崎 勝彦	沖縄県内の有権者を対象に実施する世論調査の対象者を抽出するた	令和3年8月25日	無作為に700人	那覇市久茂地2-9-12
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年8月31日	那覇市全域の有権者	
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対象者抽出のため	令和3年9月2日	投票区11、14、26、33投票区	東京都港区東新橋1-7-1
西中間 久枝	宣伝物の郵送	令和3年9月3日	那覇市全域の有権者	
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対象者抽出のため	令和3年9月8日	那覇市第11、第14、第26、第33、第36、第40、第49投票区	東京都港区東新橋1-7-1

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	沖縄県民世論調査の対象者抽出のため	令和3年9月28日	第1、第2、第3、第6、第8、第9、第10、第12、第13、第16、第17、第19、第21、第22、第24、第25、第27、第28、第31、第32、第34、第35、第37、第38、第42、第45、第48、第54投票区	東京都港区東新橋1-7-1
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	沖縄県民世論調査の対象者抽出のため	令和3年9月30日	第1、第2、第3、第6、第8、第9、第10、第12、第13、第16、第17、第19、第21、第22、第24、第25、第27、第28、第31、第32、第34、第35、第37、第38、第42、第45、第48、第54投票区	東京都港区東新橋1-7-1
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	沖縄県民世論調査の対象者抽出のため	令和3年10月1日	第1、第2、第3、第6、第8、第9、第10、第12、第13、第16、第17、第19、第21、第22、第24、第25、第27、第28、第31、第32、第34、第35、第37、第38、第42、第45、第48、第54投票区	東京都港区東新橋1-7-1
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	沖縄県民世論調査の対象者抽出のため	令和3年10月4日	第1、第2、第3、第6、第8、第9、第10、第12、第13、第16、第17、第19、第21、第22、第24、第25、第27、第28、第31、第32、第34、第35、第37、第38、第42、第45、第48、第54投票区	東京都港区東新橋1-7-1

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理者の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 杉原 領治	「嗜好品と社会的意識および行動の変化に関する調査」(調査タイトル「ライフスタイルと社会意識に関する調査」)の調査対象者抽出のため	令和3年10月5日	20～69歳の男女18件 楚辺1丁目、曙3丁目、首里久場川町2丁目	東京都墨田区江東橋4-26-5
読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 湯本 浩司	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出するため。	令和3年11月15日	第19投票区全域から、無作為に45人	東京都千代田区大手町1-7-1
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「第49回衆議院議員総選挙に関する意識調査」の実施のための対象者抽出。有権者の投票行動等の実態を調査し、今後の選挙啓発上の資料とすることを目的とする。	令和3年12月2日	地区：那覇市小祿2丁目2番地～ 性別・年齢：18歳以上の男女(平成15年11月1日までに生まれ)	東京都中央区銀座5丁目15番8号
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「第49回衆議院議員総選挙に関する意識調査」の実施のための対象者抽出。有権者の投票行動等の実態を調査し、今後の選挙啓発上の資料とすることを目的とする。	令和3年12月2日	地区：那覇市小祿2丁目2番地～ 性別・年齢：18歳以上の男女(平成15年11月1日までに生まれ)	東京都中央区銀座5丁目15番8号
朝日新聞東京本社 世論調査部長 宮崎 太介	世論調査の対象となる有権者を選ぶため。政治や選挙などに関する有権者の意識を客観的に測定、分析して報道し、もって公選法第一条に定めるところの民主政治の健全な発達を期する。	令和3年12月15日	第1～第49投票区の456人	東京都中央区築地5-3-2
朝日新聞東京本社 世論調査部長 宮崎 太介	世論調査の対象となる有権者を選ぶため。政治や選挙などに関する有権者の意識を客観的に測定、分析して報道し、もって公選法第一条に定めるところの民主政治の健全な発達を期する。	令和3年12月16日	第1～第49投票区の456人	東京都中央区築地5-3-2

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	朝日新聞東京本社 世論調査部長 宮崎 太介
閲覧の利用目的の概要	世論調査の対象となる有権者を選ぶため。政治や選挙などに関する有権者の意識を客観的に測定、分析して報道し、もって公選法第一条に定めるところの民主政治の健全な発達を期する。
閲覧の年月日	令和3年12月24日
閲覧に係る選挙人の範囲	第1～第49投票区の456人
申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地	東京都中央区築地5-3-2

